

通航方法指定区域

■で着色された区域が、新たに河川法に基づく河川特有の通航方法を適用する区域（通航方法指定区域）です。

○信濃川での適用区域

萬代橋～小阿賀野川合流点（関屋分水路含む）
（萬代橋の下流は港則法による通航方法を適用）

○阿賀野川での適用区域

阿賀野川河口～早出川合流点

